

山形県教員指標(改正案)に対する意見募集の予告

山形県教育委員会では、教育公務員特例法第22条の3の規定に基づき、本県教員が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化した「山形県教員指標」を定めております。この度、文部科学省より「公立の小学校等の校長及び教委員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正」について通知されたことに伴い、同指標を改正することとしております。

下記の時期に本ホームページ上でパブリック・コメントを実施する予定ですので、事前にお知らせいたします。

1 意見募集の予定期間

令和5年2月中旬から2月下旬

2 問合せ先

山形県 教育局教育政策課 企画調整担当

電話 023-630-2692